

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【建築基準法第51条(要旨)】

都市計画区域内においては、ごみ処理施設など政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ建築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置及び1日当たりの処理能力が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合、建築することができる。

【申請概要】

申請者	敷地の位置(用途地域)	面積		備考(処理施設の種類及び処理能力)	
西日本ペットボトルリサイクル株式会社 代表取締役社長 千々木 亨	北九州市若松区 響町一丁目 62-2、 62-11、62-32 (工業専用地域)	敷地面積	22,538.15 m ²	廃棄物処理施設の種類 ・ごみ処理施設	処理量 ・118.8t/日(24 時間) ※当初許可時:68.0t/日(24 時間)
		建築面積 (申請部分)	10,700.36 m ² 10,700.36 m ²		
		延床面積 (申請部分)	10,984.21 m ² 10,984.21 m ²		

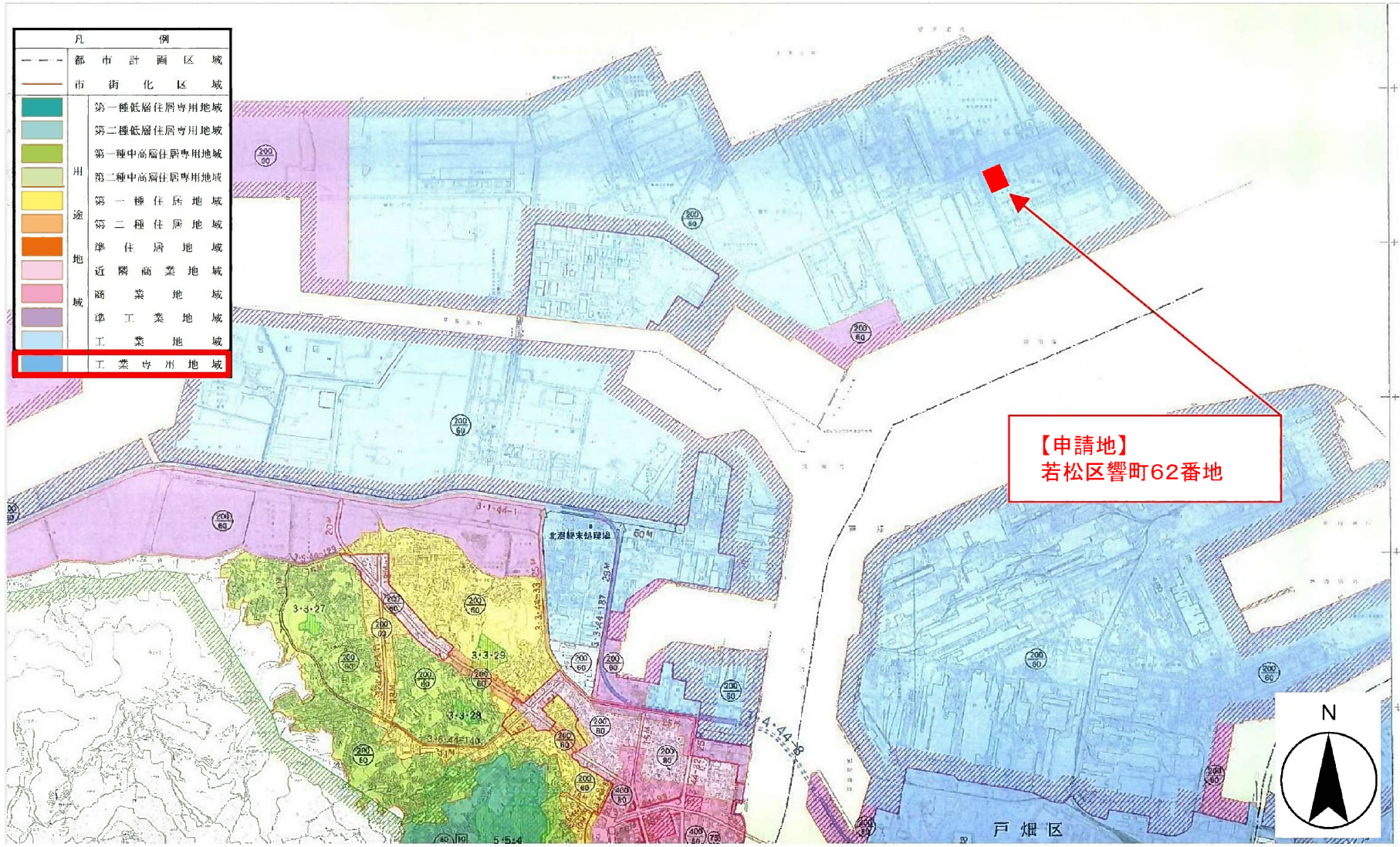
【再度の許可を必要とする理由】

申請者は、平成21年6月にごみ処理(廃プラスチックの破碎)の許可を受けて、廃ペットボトルのリサイクル事業を行っている。(平成21年5月都市計画審議会議案第192号)

今回、既存破碎機の一部部品を出荷製品に応じて変更できるようにすることによって、処理量を増加することを計画している。

建築基準法施行令第130条の2の3により、当初許可時の処理能力の1.5倍を超える場合は再度の許可を要することとなるため、都市計画審議会に諮るもの。

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【付近見取図(用途地域図)】



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【用途状況図】



凡例	
	申請地
	工場
	倉庫
	事務所
	空地
	道路



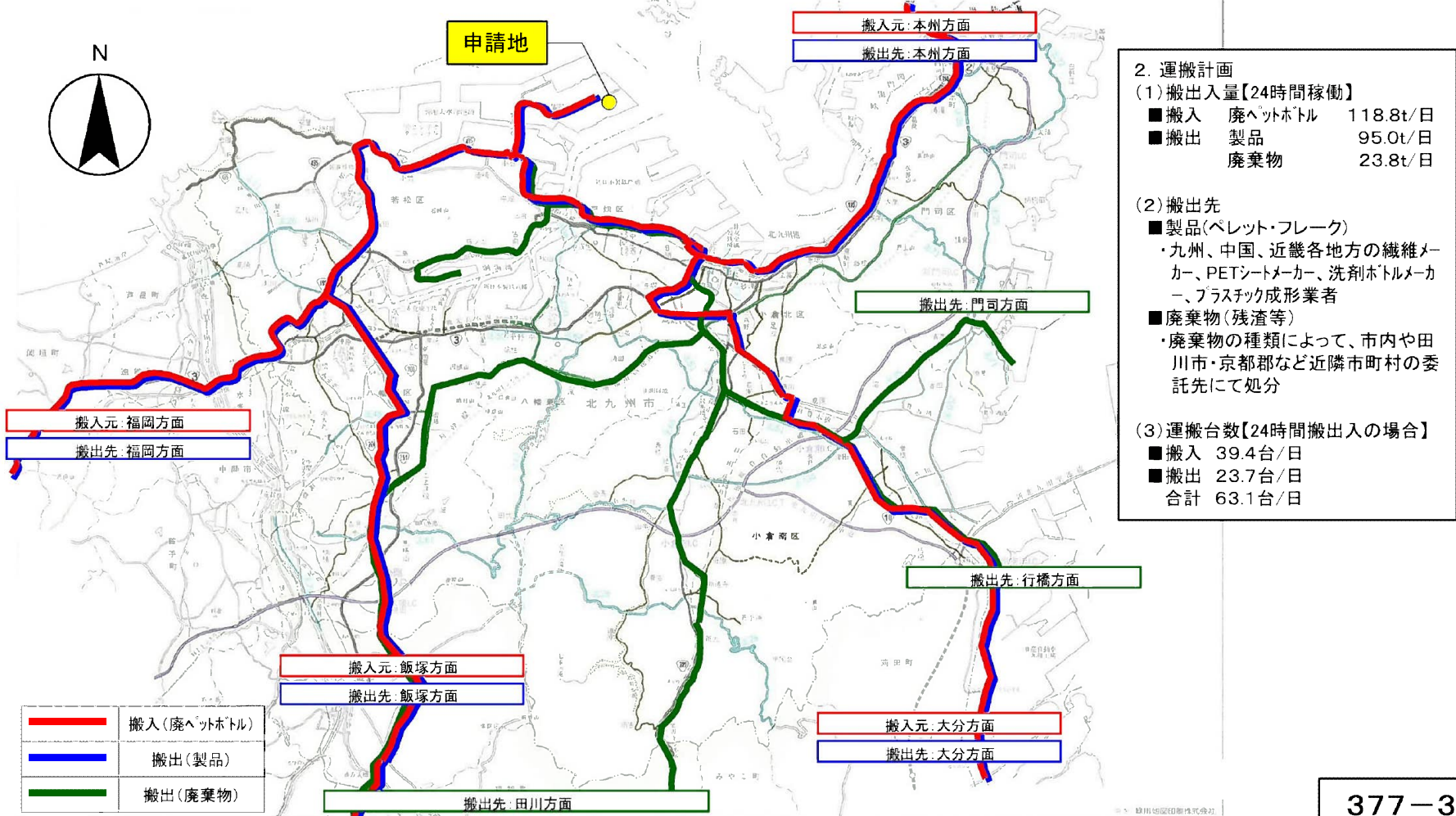
100m

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【運搬計画図】

1. 計画概要

関西以西の自治体が分別収集したペットボトルや、回収業者が事業系廃棄物から分別収集したペットボトルを申請地へ搬入し、破碎・選別等の工程を経てリサイクル処理を行い、フレークやペレット等の製品として搬出(出荷)する。

運搬は申請者から委託された運搬業者が行い、主な経路は(都市)高速道路、国道、主要地方道、若戸トンネルを通り、市街地を極力避けた経路となっている。



建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【操業フロー】

